

令和8年(2026年)1月15日  
午後2時～午後3時  
於：高層棟4階 特別会議室  
福祉部 高齢福祉室

## 令和7年度 第3回企画会議 吹田市介護老人保健施設の今後のあり方について

吹田市介護老人保健施設(以下「吹田老健」という。)について、

- ①公の施設としては廃止
  - ②民間事業者への事業譲渡を進める
  - ③やむを得ず事業譲渡が成立しない場合は、事業廃止を検討
- 以上の方向性を確認するものです。

吹田老健は、平成12年度(2000年度)に介護保険制度が開始されるより早く、平成4年(1992年)6月に開設され、公的な中間施設(病院から在宅生活に戻るための施設)として先駆的な役割を果たしてきたが、近年は特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅の増加等による社会的ニーズの低下、市内の民間介護老人保健施設の増加、施設の老朽化等により、吹田老健の利用率は低下傾向にある。

一方、平成3年(1991年)11月に本市が設立した財団法人吹田市老人保健施設事業団(現在の一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団。以下「事業団」という。)は、吹田老健の開設に合わせてその運営を受託し、平成18年度(2006年度)の指定管理者制度の導入後、利用料金制により原則独立採算での経営を続けてきた。しかしながら、吹田老健の利用率の低下、物価の高騰、在職年数の長期化に伴う人件費の増などによって事業継続が困難になったことから、今年度の9月定例会において、本市からの運営費負担金9,000万円を補正予算に計上し当面の間の事業継続を図ることとした。

こうした厳しい経営状況に加えて、多額の経費を要する大規模改修の時期も目前に迫っていることから、今後の吹田老健及び事業団のあり方について確認するものとする。

---

---

# 吹田市介護老人保健施設 の今後のあり方について

令和8年1月15日

# 1 経過と概要

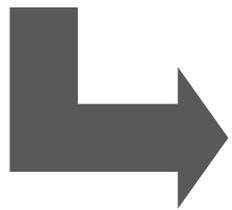
- 吹田市介護老人保健施設（以下「吹田老健」という。）は介護保険制度開始前から公的な中間施設（病院から在宅生活に戻るための施設）として先駆的な役割を果たしてきた。
- 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団（以下「事業団」という。）は吹田老健の開設に合わせてその運営を受託し、平成18年度（2006年度）の指定管理者制度の導入後、利用料金制により原則独立採算での経営を続けてきた。
- 事業団の経営悪化により、事業継続が困難になったことから、今年度の9月定例会において、本市からの運営費負担金9,000万円を補正予算に計上し当面の間事業継続を図った。



吹田老健の今後のあり方を早急に決定する必要がある。

## 2 事業団の経営状況

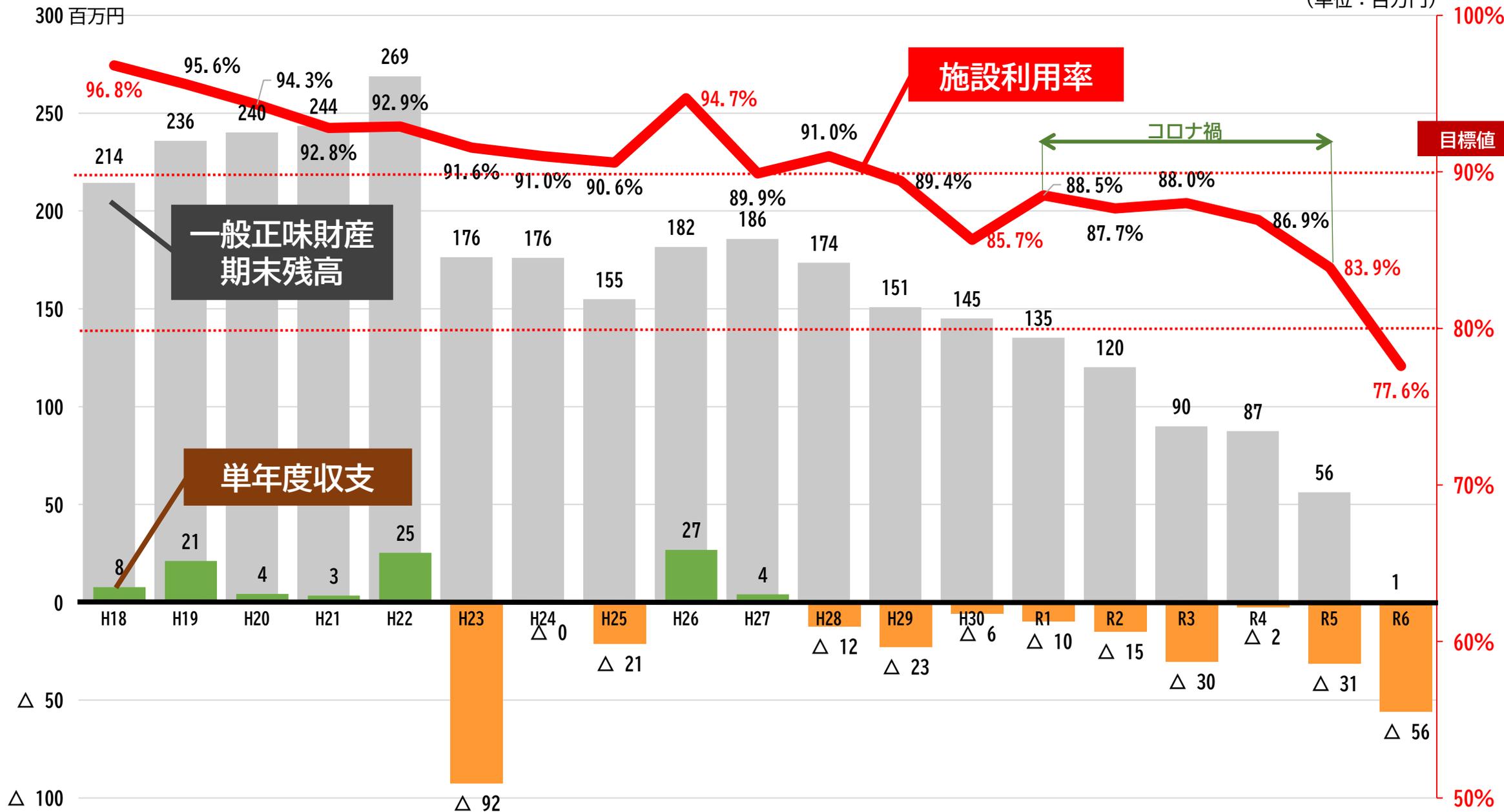
- 特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の増加による社会的ニーズの低下
- 市内民間介護老人保健施設の増加（現在、市内に6施設）
- 市民病院移転に伴う医療機関連携の希薄化
- 施設の老朽化による吹田老健の魅力低下
- 物価の高騰による支出の増加
- 在職年数の長期化に伴う人件費の増加
- コロナ禍以降の利用控え、退所者の増加



**社会情勢の変化や利用率の低下から今後も事業団を取り巻く状況は厳しいものであり、吹田老健の運営のみを行う事業団の抜本的な経営改善は困難であることが想定される。**

# 指定管理者制度導入後の施設利用率、単年度収支及び一般正味財産期末残高の推移

(単位：百万円)



### 3 吹田老健の今後のあり方の検討

今後の方向性について、次の5パターンに分けて比較検討

公の施設として <u>継続</u>	(A) 現状維持 →事業団での運営により、現状維持
	(B) 規模縮小 →事業団で運営するものの、規模を半分に縮小
	(C) 指定管理者変更・事業団解散 →事業団から別事業者へ指定管理者を変更して、事業団は解散
公の施設として <u>廃止</u>	(D) 事業譲渡・事業団解散 →介護老人保健施設の運営を民間事業者へ譲渡し、事業団は解散
	(E) 事業廃止・事業団解散 →介護老人保健施設の運営を廃止し、事業団は解散

### 3 比較検討

(単位：億円)

		公の施設として継続			公の施設として廃止	
		(A) 現状維持	(B) 規模縮小	(C) 指定管理者 変更・事業団解散	(D) 事業譲渡・ 事業団解散	(E) 事業廃止・ 事業団解散
利用者		継続	縮小	継続		他施設を紹介
事業団職員		継続	縮小	—	原則継続	—
建物・設備等		市所有			無償譲渡	市所有
土地		市所有				
当面の経費計	R9.3.31 時点	0.8	2.2	—	—	3.6
	R9.9.30 時点	1.3	2.7	3.3	3.3	—
潜在的経費計		26.7	25.9	25.1	—	9.5
合計	R9.3.31 時点	27.5	28.1	—	—	13.1
	R9.9.30 時点	28.0	28.6	28.4	3.3	—

※現時点の見込額

※事業譲渡については、建物・設備等を無償譲渡、土地を無償貸付として比較

※(C)、(D)は公募期間があることからR9.10.1運営開始と想定し、全パターン比較のため、二つの時点で比較

## 4 今後の方向性

- 本市における介護保険サービスの充実
  - 介護保険制度開始前から先駆的な存在として担ってきた**公的役割の低下**
- 事業団を取り巻く状況下では、抜本的な経営改善は困難
  - 事業団による運営には**市からの継続的な財政支援が必要**
- 施設を維持するには**大規模改修等の多額の経費投入が必要**



**公の施設としては廃止**

## 4 今後の方向性

入所者の継続利用や本市の介護保険施設に対する需要に対応するため、

(D) 事業譲渡・事業団解散を前提に取組を進める

ただし、事業譲渡に係る公募が成立しなかった場合は、期間経過による公金投入を最小限に抑えるため、速やかに

(E) 事業廃止・事業団解散を検討

## 5 事業譲渡の実現可能性

事業譲渡の実現可能性を確認するため、事前ヒアリングと意向調査を実施

### (1) 事前ヒアリング

実施期間：令和7年10月～令和7年11月

実施対象：本市及び近隣他市で介護老人保健施設等を運営する12法人  
(意見聴取できた法人は8法人)

実施方法：公募時の条件設定について、対面での聞き取りによる意見聴取

(調査結果)

条件	法人からの意見	回答法人数
建物・設備等	無償譲渡	8
土地	無償貸付	6
職員引継ぎ	あり	8
その他	今後の改修コスト相当の負担金	2
	介護老人保健施設以外への転用	6

## 5 事業譲渡の実現可能性

事前ヒアリングの結果を踏まえて仮の公募条件案を設定し、意向調査を実施

### (2) 意向調査

実施期間：令和7年11月25日～令和7年12月19日

実施対象：事前ヒアリング実施対象法人含む市内で介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームを運営している法人  
計42法人

実施方法：仮の公募条件案（建物・設備等：無償譲渡、土地：10年間は提案価格（最低価格0円）、転用：11年目から介護保険施設に限り可）に対して、意向等を調査票による回答

(調査結果)

区分	回答法人数
意向あり	5
条件変更あれば、意向あり	3
意向なし（未回答含む）	34

事業譲渡成立の可能性あり

意見	財政支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後の施設改修に係る費用の負担</li><li>・ 運転資金の補助金もしくは貸付</li><li>・ 固定資産税の減免もしくは免税</li><li>・ 土地賃借料の減免・免除</li></ul>
	運営支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 譲渡後の広報活動支援</li></ul>
	公募条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土地は貸付ではなく、売却もしくは譲渡</li><li>・ グループホームでの運営</li></ul>
	事前説明	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財務諸表の確認や説明会などの開催</li><li>・ 事前の施設見学</li></ul>

## 6 事業譲渡及び事業団解散に向けての課題

課題	
(1) 入所者への対応	事業譲渡に当たっては、譲渡後も安定的なサービス提供体制が確保されるよう十分な引継ぎ期間を確保するとともに、入所者や御家族に対して丁寧な説明を行う。また、転所を希望される場合は、転所先の確保に努める。
(2) 事業団職員への対応	譲渡先の公募に当たっては、譲渡後の安定的なサービス提供体制の確保や介護人材の流出防止のため、継続雇用を希望する事業団職員の採用を原則とする。
(3) 事業団の資金不足への対応	不足する資金については、令和8年（2026年）5月定例会において本市からの運営費負担金として補正予算を計上する予定。また、事業団に対しては、公費による運営費負担金の支出を可能な限り抑制できるよう、引き続き経営改善に向けた努力を強く求める。
(4) 残余財産の取扱い	残余財産が生じた場合は、本市への帰属を求める。
(5) 公募条件の設定	建物や土地等の取扱いについては、本市の保育所民営化の事例を参考に検討する。

# 7 スケジュール

